

# 全柔連会員登録休会員制度（登録費特別免除） 休会員登録までのフローチャート

休会員の申請方法

- 本年度直ちに休会を望む方は昨年度（2017）登録が必須です。（申請期限9月末）
- 本年度登録が完了していないと次年度の休会申請資格がありません。
- 休会されても全柔連公認資格（審判、指導員、形審査員）に関わる、審判員研修会、更新講習会などは自動的に免除にはなりません。

